

# 告 示

## 埼玉県告示第百五号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

蕨市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

蕨市南町四丁目地内

### 四 作業期間

平成三十年二月一日から平成三十年三月十六日まで